「全国百貨店共通商品券ご利用約款」改定のお知らせ

この度、共通商品券の適正な利用の観点から、2022年11月1日より、以下のとおり、「全国百貨店共通商品券ご利用約款」を改定いたします。

お客様におかれましては、引き続き、全国百貨店共通商品券をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

ご利用約款改正	旧・ご利用約款
第3条(共通商品券が利用できない場合1)	第3条(共通商品券が利用できない場合 1)
3 共通商品券がミシン線に沿って切り取られて	3 共通商品券がミシン線に沿って切り取られて
いるとき、共通商品券の破損その他の事由により	いるとき、共通商品券の破損その他の事由により
証票番号の照合ができないとき、共通商品券が毀	証票番号の照合ができないとき、 <u>または共通商品</u>
<u>損したとき</u> 。	<u>券の3分の1以上が滅失しているとき</u> 。
(削除)	第5条(共通商品券の再交付をする場合)
	第3条第3号の場合において、発行元が、当該共
	<u>通商品券が偽造または変造されたものでないこ</u>
	とおよび未使用のものであることを確認でき、か
	つ、共通商品券の滅失の範囲が2分の1未満のと
	きは、お客様は、発行元が定める方法でその共通
	商品券をご提出いただくことにより、手数料をご
	<u>負担いただいたうえ、発行元において共通商品券</u>
	の再交付を受けることができます。
第5条(共通商品券が毀損した場合等)	第6条(共通商品券の再交付をしない場合)
1 共通商品券が毀損、破損又は汚損した場合	お客様が、共通商品券を盗まれまたは紛失され
であっても、共通商品券の再交付はいたしませ	た場合等には、発行元は、共通商品券の再交付
んので、ご了承ください。	<u>をいたしません</u> 。
2 共通商品券の盗難、紛失又は滅失によって	
生じた損失について、発行元はその責めを負い	
<u>ません。</u>	
第6条(取扱百貨店との関係)	第 <u>7</u> 条(取扱百貨店との関係)
第7条(換金の禁止)	第8条(換金の禁止)
共通商品券は、返品および現金との引換えはでき	共通商品券は、現金との引換えはできません。
ません。	
第8条(取扱いの変更)	第 <u>9</u> 条(取扱いの変更)
第 <u>9</u> 条(発行保証金の還付)	第 <u>10</u> 条(発行保証金の還付)